



転出される市民の皆様へ

新住所地に住み始めてから14日以内に転入の手続きをしてください。

【転入届に必要なもの】※詳しくは新住所地の市区町村でご確認ください。

- ① 転出証明書／個人番号カード／住民基本台帳カード ※個人番号カード及び住民基本台帳カードを利用した転出の場合、パスワードが必要です。
- ② 本人確認資料（運転免許証、健康保険証、在留カード等）

▼新座市から転出する方で下記に該当する場合は、次の手続きも必要になります。

(お問合せ先)〒352-8623
 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号
 新座市役所 市民課 tel048-424-2677

	新座市での手続	新住所地での手続
①印鑑登録 ②マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ③電子証明書	①転出(予定)日をもって自動的に登録は廃止になります。印鑑登録証をお返しください。転出予定者が、予定日前日までに印鑑登録証明書が必要な場合は、印鑑登録証と転出証明書を添えて請求してください。 ③ 電子証明書は失効します。 【1階 市民課】	①新たに印鑑登録の手続きをしてください。 ②転入先へカードを持参し、継続利用の手続きを行うことで、引き続き利用できます。パスワードは必須です。 ③必要な方は転入先で申請してください。
国民年金 ①加入している方 ②受給している方	①窓口で諸手続きをしてください。 ②新座市での手続は不要です。 【1階 国保年金課】	①の方は国民年金の住所変更届が必要な場合がありますので、詳しくは新住所地の市区町村で御確認ください。
国民健康保険	国民健康保険被保険者証を持参の上、窓口で喪失手続等をしてください。 【1階 国保年金課】	新たに加入の手続きをしてください。
介護保険 ①65歳以上の方 ②40歳から64歳で介護認定を受けている方	窓口で諸手続きをしてください。 【1階 介護保険課】	介護認定を受けている方は、介護保険受給資格証明書を持参の上、手続きをしてください。
高齢者福祉サービスご利用の方	サービスにより手続が必要になりますので窓口にお越しください。 【1階 長寿はつらつ課】	
後期高齢者医療	後期高齢者医療被保険者証を持参の上、窓口で喪失手続等をしてください。 【1階 長寿はつらつ課】	新たに加入の手続きをしてください。
①児童手当を受けている方 ②こども医療費受給資格証、ひとり親家庭等医療費受給者証 ③児童扶養手当を受けている方	①児童手当について転出(消滅)または住所変更の手続等をしてください。 ②窓口へ受給者証及び保険証を持参してください。(こども・ひとり親家庭等医療) ③児童扶養手当の受給者について、転出(喪失)の手続をしてください。 【2階 こども給付課】	①転出予定日の翌日から15日以内に新たに申請してください。 ※申請が遅れた場合、手当を受けられない期間が生じることがあります。 ②健康保険証と印鑑を持参の上、手続きをしてください。 ③市外転入の手続きをしてください。
障がいのある方	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証・重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方は、所持している手帳・受給者証・印鑑を持参の上、窓口で手続をしてください。 【1階 障がい者福祉課】	所持している手帳・自立支援医療受給者証・健康保険証・印鑑を持参の上、手続をしてください。

小・中学校に在学の方	転校手続きをし、在学中の学校から『在学証明書』と『教科書給与証明書』をお受け取りください。 【第二庁舎 2階 学務課】	在学証明書と教科書給与証明書を持参の上、入学手続きをしてください。
放課後児童保育室(学童)を利用の方	退室の手続きをしてください。 ※ 利用の保育室で手続きをされた方は不要です。 【2階 保育課】	
保育園・幼稚園に在園の方	認定・利用の取消手続きをしてください。 【2階 保育課】	認定・利用の申請手続きをしてください。
原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車及びミニカーをお持ちの方	「廃棄する方」:登録の抹消(廃車)の手続きをしてください。 「市内に継続して定置する方」:登録変更の手続きをしてください。 ※ナンバープレート(廃車のみ)、標識交付証明書、印鑑、本人確認書類を持参してください。 【2階 市民税課】	「所有を継続する方」:新住所地で、新座市の登録の抹消(廃車)及び新住所地の登録の手続きをしてください。 ※ナンバープレート、標識交付証明書がない場合、新座市の登録の抹消(廃車)手続は、新座市で行う必要があります。
市税の納税義務者で、国外に転出する方	納税管理人の設定の手続きをしてください。 【2階 市民税課、資産税課、納税課】	
水道	使用中止の手続きをしてください。 ※電話等でも手続きできます。 【第二庁舎 4階 新座市水道お客様センター】	使用開始の手続きをしてください。
妊娠中の方へ	新座市での手続きは不要です。 【保健センター】	新座市妊婦健康診査助成券を新住所地の市区町村の助成券と交換してください。

■転出先や転出日に変更になった場合■

転出証明書を持って、新住所地で変更箇所を伝えて手続きをしてください。

■何らかの都合により転出をとりやめた場合■

転出証明書と本人確認書類を持参し、転出取消しの手続きをしてください。この際、印鑑登録は新規登録となります。

■国外への転出届をされた方が帰国し、転入届出をされる際に必要なもの■

パスポート必須、日本人住民の方は戸籍謄(抄)本、戸籍の附票・外国人住民の方は在留カード又は特別永住者証明書

※転出届後に住民票・印鑑登録証明書の交付を受ける場合は「転出証明書」の提示が必要となります。